

福島市復興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興に向け福島市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、福島市復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 関係諸団体の代表から推薦を受けた者
- (3) 福島市放射能対策アドバイザー

2 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、復興計画案を作成したときは、市長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進部企画経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。